

令和8年度スポGOMI開催事業委託業務仕様書

1 業務名

令和8年度スポGOMI開催事業委託業務

2 趣旨

県が実施した立入困難海岸の漂着ごみ調査等から、南予地域を中心に大量の海洋ごみが堆積していることが判明した。海洋ごみの約7～8割は陸域由来と言われており、問題解決のため、県と20市町は連携して発生抑制の取組みを進めている。

本業務では、清掃活動にスポーツのエッセンスを加えた、楽しみながら海岸や河川、市街地のごみ拾いを行う「スポGOMI」を開催することにより、県民の海洋ごみに関する意識啓発を図る。

3 委託上限額

5,918,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

4 委託の期間

契約締結の日から令和8年12月25日（金）とする。

5 業務の内容

(1) スポGOMIの実施要件

- ・開催回数：全3回
- ・開催時期：令和8年9～12月
- ・開催場所：次の①②をすべて満たすこと。
 - ①東予、中予、南予地域で各1回実施する。
 - ②海岸、河川、市街地をフィールドに実施する。
- ・対象者：県民
- ・参加人数：各回100名程度（3名1チームを想定）

(2) 開催場所の決定

(1)の要件を満たす開催場所について、提案内容に含めること。

(3) 参加者の募集

ア 新聞・雑誌・テレビ・インターネット・フリーペーパー・電車広告・ポスター等、受託者の提案によるものとし、特定の手法には限定しない。ただし、広報は参加者確保のための手段であり、周知のみをもって業務完了とはしないものとする。なお、企画提案書については、どのような広告手法を個人・団体に選択し、募集をするかを記すこと。

イ 参加者の受付、決定及び連絡を行うこと。

ウ 参加者の募集は、愛媛県が用意する電子申請システムを利用すること。

(4) イベントの運営

- ア イベントを開催するために必要な会場借上げ、会場設営、会サイン、講師・現地スタッフの手配、当日受付（欠席者への対応を含む。）、進行管理、清掃活動で回収したごみの処理等開催に係る一切の業務を行うこと。なお、回収したごみの処理は関係市町が対応することを想定しているが、関係市町との調整は受託事業者が実施すること。
- イ 参加者に対する安全・衛生管理に十分注意すること。
- ウ イベント開催当日、円滑な進行管理が出来るよう必要な現地スタッフを配置すること。
- エ 当日の集合場所及び交通案内（駐車場の状況）並びに集合場所と会場が異なる場合は連絡バス等の手配について提案内容に含めること。
- オ 本事業の目的達成及び参加意欲向上を図るため、表彰及び参加特典を設けること。なお、表彰は上位チーム（3位以上）を対象に実施し、景品の内容及び金額は、社会通念上妥当な範囲とし、過度に高額なものとならないように留意すること。また、参加特典・景品についてはスゴeco製品等、県産品かつ環境に配慮したものの選定を検討すること。なお、広報時に景品内容は開示してよいものとする。
- カ 県民の海洋ごみに関する意識啓発を図るため、空き時間等を用いて、環境学習を兼ねたクイズ大会の開催も行うこと。なお上位チーム（3位以上）の景品に関しては、上記オに基づき選定すること。

(5) イベントの内容

- ア イベントは、基本的には一般社団法人ソーシャルスポーツイニシアチブが実施するスポGOMIのルールに準拠すること。ただし、海岸、河川、市街地の各フィールドでの実施にあたり、必要に応じて独自のルールを設定することとし、その内容について企画、提案に含めること。
- イ スポGOMIのルール、当日の流れ、運営体制等については、県及び一般社団法人ソーシャルスポーツイニシアチブと協議の上決定すること。
- ウ 参加者を対象とした傷害保険へ加入するなど、参加者の安全面に配慮すること。
- エ 雨天時の対応について提案内容に含めること。

(6) その他、事業目的を達成するために効果的な業務を行うこと。

6 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに広報手段やイベント内容等の具体的な業務内容について県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して愛媛県に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の検査を受けること。
- (3) 委託業務の実施状況について、県ホームページ上等に掲載できる画像データを提出すること。
- (4) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調

査し、又は報告を求めることができる。

- (5) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

7 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県の承諾を得なければならない。

8 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

本業務で得られた成果は、原則として、愛媛県に帰属する。

(2) 秘密保持

本業務において知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

9 その他

その他詳細については、必要な都度、愛媛県と受託者とで協議する。